

2019年9月11日
松戸新京成バス株式会社

当社「安全管理規程」に基づく公表事項（行政処分）

2019年2月22日（金）に、当社の乗合バスが松戸市内の停留所において、車いすをご利用のお客様及び付き添いのお客様に対し、法定の除外事由がないにもかかわらず、発車30秒前を理由に乗車をお断りするという事象が発生致しました。このことにより、2019年2月27日（水）及び3月4日（月）に千葉運輸支局による事情聴取が行われました。

その結果、2019年5月14日（火）に下記の通り行政処分を受けました。

記

1. 対象営業所

松戸営業所

2. 処分内容

輸送施設の使用停止（事業用自動車1両の使用停止30日間）

3. 使用停止期間

2019年5月20日（月）～6月18日（火）

4. 違反事項

道路運送法第13条 運送引受義務違反

法定の除外事由がないにもかかわらず、運送の引き受けを拒絶したこと。

（車いすのお客様等への不適切な対応）

5. 改善状況等

- ・全社員を対象に当該事案の再発防止のための座学と実技の再教育を実施しました。
- ・再教育内容について、乗務員の実施状況の把握のための現地査察を実施しました。
- ・上記現地査察と併せて、管理職等によるお客様へのご案内及び乗務員への業務サポートを実施しました。
- ・サービス介助基礎研修の受講を開始しました。

以上